

7月10日(日)予定

# 参議院議員通常選挙

～今回の選挙から18歳・19歳の方も投票ができるようになります～

参議院議員通常選挙の投票が7月10日(日)に行われる予定です。選挙は自分たちの意志を政治に反映させ、自らの手で、世の中を変えていくという「まちづくり」の第一歩です。大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票に出掛けましょう。

市選挙管理委員会 ☎44-3100

## ●期日前投票をご利用ください

選挙当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票できない方は、期日前投票をご利用ください。土・日曜日でも投票できます。

期間 6月23日(木)～7月9日(土)

投票時間 午前8時30分～午後8時

投票場所 市役所1階・市民ロビー、支所1階・ロビー(どちらでも投票できます)

持ち物 入場券(届いている場合)

※入場券の裏面の宣誓書をあらかじめご記入ください。投票をスムーズに済ませることができます。

## ●投票できる方について

▽18歳以上の方(平成10年7月11日以前に生まれた方)※7月10日投票の場合

▽平成28年6月21日現在、3か月以上袋井市の住民基本台帳に登録され(平成28年3月21日以前に届け出)、引き続き市内に住んでいる方

※市内転居した方で、以前住んでいた住所に該当する投票所が入場券に記載されている方は、記載された投票所で投票してください。

※平成28年3月22日以降に袋井市へ転入した方は、前住所の市町で投票してください。

## ●入院・入所している方の投票について

不在者投票施設に指定されている病院や老人ホームに入院・入所している方は、その施設で投票できます。施設の管理者にお申し出ください。

【投票ができる市内の病院・施設】  
▽病院：聖隷袋井市民病院、袋井みつかわ病院

▽養護老人ホーム：可睡寮  
▽特別養護老人ホーム：明和苑、秋の花、ディアコニア、萬松の里、紫雲の園

## ●様々な方法で投票ができます

### ①郵便等投票

重度の障害がある方や介護が必要な方で、投票所に行けない場合に、郵便で投票できる制度です。

郵便で投票する場合は、7月6日(水)までに市選挙管理委員会に「郵便投票証明書」を添えて投票用紙を請求してください(詳しくは、お問合わせください)。  
対象 次の①または、②に該当する方

①身体障害者手帳または、戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢や内臓機能など一定以上の障害がある方

②介護保険法上の要介護者で、要介護状態区分が要介護5の方

※代理記載制度、郵便等投票の際、代理の方が投票用紙に記載できる制度です。

対象 郵便投票の対象者で、次の①または、②に該当する方

①身体障害者手帳をお持ちの方で、上肢または、視覚の障害の程度が1級の方

②戦傷病者手帳をお持ちの方で、上肢または、視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの方

※代理記載を希望する方は、あらかじめ市選挙管理委員会への届け出が必要になりますので、お問合わせください。

②代理投票  
けがや障害などで、字が書けない方は、係員が代筆します。投票する当日、受付で係員にお申し出ください。

③点字投票ほか  
各投票所には、点字器のほか、投票用紙の記載箇所を分かりやすくする器具を用意しています。必要な方は、投票する当日、受付で係員にお申し出ください。

## ●選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名・所属政党・政見・経歴を掲載したお知らせです。

各家庭に配達される朝日新聞、産経新聞、静岡新聞、中日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞に折り込んで配布します。

新聞を定期購読していない方で、選挙公報の郵送を希望される方は、7月7日(木)までに、電話で市選挙管理委員会(☎44-3100)へご連絡ください。

選挙公報は、市役所、支所、市内各公民館、袋井・浅羽図書館、メロップラザ、月見の里学遊館でも配布します。



●18歳・19歳をはじめとする、  
若者の力を社会・政治が  
必要としています!!

平成25年の参議院議員通常選挙では、袋井市の60代の投票率は約69%でした。これに対し、20代は約27%で60代の約4割でした(標準的な投票所の投票率)。  
現在、日本は、少子高齢化・人口減少社会を迎えています。これは今後、日本の将来を担っていく現在の若い世代が直面する課題にもなってきます。  
今回の選挙権の年齢が引き下げられたことにより、若いうちから投票という形で政治へ参加できるようになり、若い世代の方も日本の将来について一緒に考えられるきっかけができました。

●選挙について知ってみよう!

市内でも、袋井商業高校で模擬選挙を実施したり、中学生を対象にした「中学生未来会議」を開催し、若者に政治やまちづくりに関心を持っていただくための取り組みを進めています。

また、総務省の特設ホームページ(左図)では、10代の有権者向けに選挙に関する情報を紹介をしています。

実際に自分の自治体の市長を選ぶ模擬選挙や、選挙用ポスターを作成することができるページもあり、楽しみながら選挙について学ぶことができます。

投票は、政治への参加であり、まちづくりへの第一歩です。皆さんの大切な一票を国政に届けましょう。

●選挙当日のお願い

1 投票所入場券を確認しよう!

入場券は有権者1人に対し、1枚送付されます。同居の家族のものと同様でないよう、投票に行く前に確認しましょう。

2 投票時間内に入場しよう!

投票時間は午前7時～午後8時までです。投票時間以外では投票できませんので、必ず投票時間内に投票所へ入場しましょう。

3 投票用紙をお間違えなく!

参議院議員通常選挙では、地方選挙区と比例選挙区の2種類の投票用紙を交付します。それぞれ記載内容も異なりますので、ご注意ください!

●開票の見学ができます

選挙人名簿に登録されている方は、開票を見学することができます。

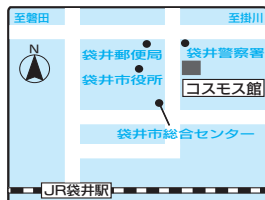
日 7月10日(日)午後9時～

所 市役所東分庁舎「コスモス館」1階・大会議室

受付場所 市役所3階・302会議室

受付時間 午後8時～8時15分

※申込多数の場合は、午後8時20分ごろから市役所3階・302会議室で抽選を行います。



到着番号		名簿対照	
投票区	99	名簿番号	999-99

**第24回参議院議員通常選挙投票所入場券**

氏名	袋井太郎
投票所	袋井市役所

投票日時  
平成28年7月10日(日)  
午前7時から午後8時まで

※ご自分の投票所入場券を切り離して、上記の投票所へお持ちください。  
✂ (ミシン目で切りはなしてください)

●投票所をお間違えなく

投票所入場券は、6月22日(水)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書で送ります。投票所入場券の表面に書かれた投票所に、ご自分の入場券を持ってお出掛けください。

入場券を無くしたり、届かなかつたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票する当日、受付で係員にお申し出ください。

入場券に記載された投票所で投票してください。平成28年3月22日以降に袋井市へ転入した方は、前住所の市町で投票してください。